

進する。

(6) 共同溝の整備

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、安定したライフラインの実現等の観点から整備を進めている共同溝について、引き続き計画的に整備を推進する。

第3項 その他

1 重要文化財保護と孤立集落対策

○ (1) 重要文化財建造物等の耐震化・防災対策の推進

重要文化財建造物の耐震診断・耐震補強など、文化遺産の所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、防火訓練の定期的な実施などの防災対策を促進する。

(2) 孤立集落対策の推進

孤立する可能性のある集落内における有効な通信手段の確保・維持をはじめ、物資供給や救助活動に向けたヘリポートの確保・整備、集落内で一定期間自立できる程度の食糧・飲料水等の備蓄を促進する。

2 防災知識に関する広報の充実・強化

(1) 地域防災拠点施設の活用

東南海・南海地震防災対策推進地域である周防大島町に整備された大島防災センターにおいて、防災意識を啓発する防災教育等を実施する。

(2) 総合的な情報提供窓口の設置

住宅等建築物の耐震化をはじめ、地震による被害軽減に向けた取組を総括的にサポートするための情報提供窓口の設置に向けた検討を行う。

の機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校、職業訓練校、研修所等にあっては、
 - (ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
- イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】

○ 第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るために、県は以下のような対策を推進する。

- 1 文化財の所在リスト（山口県指定等文化財目録）を整備する。
- 2 防災設備の点検・整備を行う。
- 3 消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。
- 4 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 5 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

【震災対策編 第2編 第5章 第1～4節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

2 避難場所の整備

【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設

【震災対策編 第2編 第17章 第3節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

南海トラフ地震対策編

(2) 特定建築物の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物(学校、病院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物)の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行うものとする。また、耐震相談所の設置や耐震診断・改修設計を行う技術者の養成及び耐震診断結果を判定する体制を整備することなどにより耐震改修の促進を図るものとする。

(3) 一般建築物等の耐震対策

県及び市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であるが、平成12年以前の新耐震基準の木造住宅においても、市町村や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

○(4) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く県民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して県民の文化向上に資する必要がある。このため、県及び市町村は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

(5) 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、県は、これらの工作物の耐震性について広く県民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

(6) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

県は、道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。

特に、通学路及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行うものとする。

(7) ブロック塀等の耐震対策

県及び市町村は、道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、市町村においても点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

(8) 家具等の転倒防止対策

県及び市町村は、住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、県民への普及・啓発を図るものとする。

(9) 県民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について県民の認識を深めるため、県は講習会を開催するにとどまらず、種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を住民ぐるみで進めるよう努める。

第14節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、

- 防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

〔 主な実施機関
　　県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、避難所に指定されている学校については、各市町の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

○ 3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を

37. 香川

H30.1

確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

第23節 文教対策計画

- 地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

〔 主な実施機関
　　県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 県及び市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 在校時の場合
地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。
 - ② 在校時外の場合
登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施

- (1) 県及び市町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようとする。

- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

県及び市町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

市町は、地震による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 学校給食の実施

市町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

○ 6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、地震により被害が発生したときは、速やかに市町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

○ 7 埋蔵文化財対策

- (1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 県及び市町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第12節 文教災害予防計画

- 学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、
- 防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

〔 主な実施機関
　　県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は市町の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、避難所に指定されている学校については、各市町の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

(3) 津波に対する避難経路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難経路を選定しておく。

(4) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(5) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(6) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

県及び市町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

○ 3 文化財の保護

県及び市町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備や耐震対策を促進する。

第23節 文教対策計画

地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

〔 主な実施機関
　　県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）、市町 〕

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 県及び市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 在校時の場合
地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。
 - ② 在校時外の場合
登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

2 学校施設・設備の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

3 応急教育の実施

- (1) 県及び市町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようする。
 - ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう

努める。

- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 授業料の減免等

県及び市町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

(2) 学用品の支給

市町は、地震による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 学校給食の実施

市町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

○ 6 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

国・県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、地震により被害が発生したときは、速やかに市町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

○ 7 埋蔵文化財対策

- (1) 市町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 県教育委員会は、この調査事業量を精査し、全事業量を把握するとともに、文化庁に報告する。
- (3) 県及び市町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

2-18-11 都市公園施設

1 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、県及び市町は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

2 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

特に、動物園については、地震時における動物の挙動等を考慮し、入園者並びに付近住民に対する安全対策に万全を期する。

防災条例第34条第3項

3 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、市町が避難場所、避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

さらに、とべ動物園については、獣舎の補強や動物の逸走防止・捕獲に対応する施設等の整備に努める。

防災条例第34条第3項

2-18-12 都市基盤施設

1 事業の目的

街路は、地震発生時の避難路、緊急輸送道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。

さらに、都市計画と連携して工業地域と住宅地域を分離することにより、コンビナート災害などから、既存市街地を保全する。また、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

2 整備の水準

上記目的達成のため、県は市町と連携し、街路の整備を進めるとともに、適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熱度が高い箇所から優先して行う。

○ 2-18-13 文化財施設

文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の耐震補強工事の実施
- (2) 避難方法・避難場所の設定
- (3) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

2-18-14 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

1 県防災通信システム施設（地上系・衛星系）

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

2 市町防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

※資料	1 緊急輸送道路	(資料編 11-1)
	2 災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定	(資料編 11-16)
	3 防火地域及び準防火地域の決定状況	(資料編 12-16)

第9章 応急教育活動

【私学文書課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課】

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、県及び市町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

3-9-1 応急教育計画の作成

1 実施責任者

- (1) 市町立学校の応急教育は、市町教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校の応急教育は、設置者が実施する。
- (4) 国立学校の応急教育は、管理者が実施する。
- (5) 知事又は県教育委員会教育長は、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、市町教育委員会、又は県立学校の要請により必要な措置を講じる。

2 応急計画

学校長は、学校の立地条件も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急計画の方法等について計画を定めておく。

- (1) 県は、市町立学校に対し、耐震設計法等に基づき、計画的に補強・改築等の必要な処置をとるよう支援・協力する。
- (2) 県立学校においては、必要に応じて施設・設備等の点検を行い、その状況により改築・改造を行い、防災機能の強化を図る。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と密接な連携をとり、被害が少ない地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。
 - ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
 - イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。
 - ウ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、県又は市町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、必要があるときは市町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に受け入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

2-8-7 危険物等施設の安全確保

県及び市町は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

1 高圧ガス施設

(1) 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にする他、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

(2) 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

(3) 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的に実施する。

○ 2-8-8 文化財の保護

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1) 避難方法・避難場所の設定

(2) 耐水性のある収蔵庫の整備

(3) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

第10章 応急教育活動

【私学文書課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課】

学校施設等が津波により被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、県〇及び市町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

3-10-1 応急教育計画の作成

1 実施責任者

- (1) 市町立学校の応急教育は、市町教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 私立学校の応急教育は、設置者が実施する。
- (4) 国立学校の応急教育は、管理者が実施する。
- (5) 知事又は県教育委員会教育長は、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、市町教育委員会、又は県立学校の要請により必要な措置を講じる。

2 応急計画

校長は、学校の立地条件も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急計画の方法等について計画を定めておく。

- (1) 県は、市町立学校に対し、耐震設計法等に基づき、計画的に補強・改築等の必要な処置をとるよう支援・協力する。
- (2) 県立学校においては、必要に応じて施設・設備等の点検を行い、その状況により改築・改造を行い、防災機能の強化を図る。

3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と密接な連携をとり、被害が少ない地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。
 - ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
 - イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。
 - ウ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、県又は市町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、必要があるときは市町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に受入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

第4節 建築物等災害予防対策（第5編「重点的な取り組み」を参照）

地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を図ります。

1 建築物等の耐震性の向上

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。
(県、市町村)
- (2) 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援をします。
(県、市町村)

2 家具等の転倒防止

- (1) 地震時の本棚や食器棚等の転倒防止方法に関する普及啓発を図ります。
(県、市町村)

3 外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

- (1) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊等の防止対策について普及啓発を図ります。
(県、市町村)

○ 4 文化財の耐震対策

- (1) 文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努めます。
(県、市町村)

5 地震保険の加入促進

- (1) 地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行います。
(県、市町村)

(ウ) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関等への通信設備の整備充実を図る。

(エ) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導体制に万全を期する。

(オ) 安全性の確保

高層建築物等の特殊性、危険性にかんがみ、次のような構造の改善、規模の適正化等、施設自体の安全性の向上に努める。

- a バレコニーの設置 [高層建築物]
- b 防火区画の適正化
- c オープンカットの採用 [地下街]
- d 全体規模の限定 [高層建築物、地下街]
- e 外壁材、外装材、窓ガラス等の落下防止装置 [高層建築物]
- f その他安全性を高める措置 [高層建築物、地下街]

(2) 各種研究の実施

所有者等、建築行政機関、消防機関及び警察等は、高層建築物の災害発生の防止及び被害の軽減を図るために、実態調査結果及び過去における災害の経験をもとにして、各機関がそれぞれの立場において次の事項について研究を実施するよう努め、高層建築物等の総合的、計画的な防災体制の整備充実を図る。

- ア 建築防災技術、建築構造設備に関すること
- イ 消防技術、消防用施設及び消防用設備に関すること
- ウ 避難計画及び誘導体制に関すること
- エ 災害時における群集心理に関すること
- オ 排煙技術、その他災害の防止に関すること

④ 第3 文化財災害予防対策（文化財保護課、市町村）

県及び市町村は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものとする。

- 1 文化財に対する県民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
 - (1) 防火管理体制の整備
 - (2) 環境の整備
 - (3) 火気の使用制限
 - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - (5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - (6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- 4 防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。
 - (1) 消火施設
 - (2) 警報設備
 - (3) その他の設備
- 5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- 6 古墳、遺跡等の点検整備を行う。

際に即した訓練等を実施する。

その方法としては、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施するものとする。

各医療機関は、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。

7 被災建築物応急危険度判定訓練（建築指導課、市町村）

県及び市町村は、建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

8 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の訓練（施設所有者又は管理者）

市町村防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の管理者は、津波時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、離入道、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

市町村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

9 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市町村及び防災関係機関は、自主防衛組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

1 出火防止訓練

2 初期消火訓練

3 緊急地震速報対応行動訓練・避難訓練（地震・津波（沿岸市町村については津波に伴う避難訓練も含む））

4 応急救護訓練

5 災害図上訓練

6 情報の収集及び伝達の訓練

7 炊き出し訓練

8 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等（関係各課、市町村）

県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災

○ 予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、緊急地震速報・津波警報・注意報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において災害時要援護避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難

(イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

- a 条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。
- b 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- c 必要に応じて、時間講師の配当を行う。
- d 上記a～cの措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事務局、県教育センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣するよう措置する。北九州市教育委員会、福岡市教育委員会については上記措置に準じて行う。

3 就学援助に関する措置（財務課、義務教育課）

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、県教委は、次により援助又は救護を行う。

- (1) 被災により就学困難となった市町村（組合）立小中学校の児童・生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市町村（組合）教委に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。
- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった県立高等学校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行う。

4 学校給食の応急措置（体育スポーツ健康課）

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市町村（組合）教委（県立学校にあっては県教委）に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
 - ア 被害があつてもできる限り継続実施するよう努めること。
 - イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ウ 指定緊急避難場所として使用されている学校については、その給食施設は災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と災者炊き出しとの調整に留意すること。
 - エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。
- (2) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県牛乳協会が被災状況を速やかに県教委に報告する。
県教委は、報告に基づき、関係機関と協議の上、学校給食用物資の供給対策を講ずる。
- 5 災害時における環境衛生の確保（体育スポーツ健康課）
災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。
- 6 被災児童・生徒等へのメンタルケア（体育スポーツ健康課・高校教育課・義務教育課）
県・市町村教委、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

○ 第2 文化財応急対策（文化財保護課）

- 1 文化財が被害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、市町村を経由して、その結果を県教委に報告する。
- 2 県教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。
- 3 県教育委員会は、必要に応じ文化財専門職員の派遣等を検討する。

- 第9 公用財産災害復旧事業計画
行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。
- 第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画
特に県民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。
- 第11 文化財災害復旧事業計画
文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動（生活安全課、関係各課、警察本部（組織犯罪対策課））
警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 建築物等の耐震性の確保	国、市町、一定の建築物等の所有者又は管理者、文化財等及びこれらを収容する博物館等の所有者又は管理者、県（文化課、建築住宅課、文化財課）
----------------	---

1 特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、国、県及び市町は、その指導に当たる。

2 一般建築物

県、市町は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

県、市町は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底とともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

○ 4 文化財

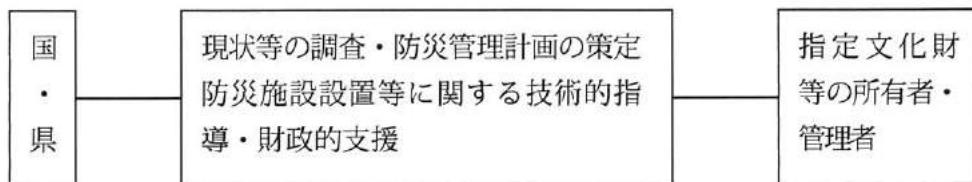
文化財所有者又は管理者は、国・県・市町指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市町指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



都市公園、河川、港湾など) 及び防災安全街区の整備

- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置 等

県は、市町が進める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

○ 2 文化財対策

- (1) 指定文化財等の復旧

県(教育委員会)、市町(教育委員会)は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

- (2) 埋蔵文化財の保護

県及び市町は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、県及び市町は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第5章 形態別災害予防対策

(2) 船舶の火災予防運動

消防庁の行う火災予防運動とあわせ、火災予防思想の高揚に努めると共に重点事項を取り上げ指導する。

(3) 臨船指導の強化

巡回船艇を積極的に臨船せしめ、船舶火災予防に関する指導及び関係法令の励行の徹底を図る。

(4) 危険物及び特殊貨物

危険物及び特殊貨物については、取扱適正な積付、保管及び防火対策等の知識の向上を図る。

3 森林火災を未然に防止し、又は火災による災害の拡大防止を図るため次のとおり実施する。

(1) 境界防火線手入れ作業

地区名	防火線延長	地区名	防火線延長
長崎市	10,900m (巾5m)	松浦市	4,700 (巾5m)
佐世保市	1,700 //	対馬市	2,400 //
諫早市	3,400 //	佐々町	400 //
大村市	1,700 //	新上五島町	7,600 //
五島市	23,900 //	計	56,700 //

(2) 山火事防止のための啓発活動

山火事防止のための火災の危険の大きい地区について、標板等を設置して山火事防止の注意を喚起する。

(3) 空中消火資機材の備蓄及び運用

県内各地の林野火災等の災害発生に際し、空中消火用として使用する資機材の備蓄及び運用については次のとおり。

ア 資機材

ヘリコプター用消火バスケット2個、消火剤100缶

イ 保管場所

長崎県消防学校及び長崎県防災航空センター

ウ 運用

- ・自衛隊の災害派遣要請については自衛隊派遣要請計画による。
- ・要請市町村は、自衛隊等の行う空中消火活動が迅速かつ効果的に行われるよう、ヘリポートの確保、人員の配置等について万全の措置を講ずる。
- ・地上における資機材の輸送及び操作並びに消火薬剤散布溶液の調整等の作業は原則として要請市町村において行う。

○ 4 文化財の火災予防対策

「第2編第5章第5節3 文化財の災害予防対策」参照

第5節 建築物災害予防計画

(建築課：教育庁)

1 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、舞踏場、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車々庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため建築基準法第12条に基づく建築物の指定をし、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理をする。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他多数の者が出入り、勤務し、又は居住する建築物については必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い建築物及び人命等の事前防災を期す。

2 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む。）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するともに緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図るとともに、避難通路の整備を図る。

○ 3 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導～県教育委員会、市町教育委員会

(2) 文化財予防対策

第5章 形態別災害予防対策

ア 予防施設、設備の整備

- (ア) 文化財保管設備の設置耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。
- (イ) 消火設備の整備
消火器、防災水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。
- (ウ) 警報設備その他の防護設備の整備
火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

とくに消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

(カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

4 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに、被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

(ア) 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

(イ) 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

5 県内における体制の整備

県と市町及び関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物及び宅地に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な

長および校長は、できるだけ早く学校給食を再開するよう努める。その際は、学校給食衛生管理基準に基づき、万全の措置を講ずる。

6 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

7 文化財対策

被災文化財については、被災前の文化財の価値を維持するよう文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。

8 その他

市町村等における文教対策計画については、それぞれの市町等の実情に応じ「市町村防災計画」等において定めるほか、各学校等においても必要な計画を定めなければならない。

9 災害救助法による学用品の給与

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第13条第1項の規定により、市町長が行うこととした場合は、当該市町村が行う。）

(2) 給与対象者

次の各号に該当すること。

ア 住家が全焼（壊）半焼（壊）流失及び床上浸水の被害をうけた小中高等学校等の児童生徒

イ 学用品がなく、就学に支障を生じている者

(3) 学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

(4) 費用

国庫負担限度額

ア 教科書及び教材	実 費
-----------	-----

イ 文房具及び通学用品	
-------------	--

小学校児童	1人当たり	4,300円
-------	-------	--------

中学校生徒	1人当たり	4,600円
-------	-------	--------

高等学校等生徒	1人当たり	5,000円
---------	-------	--------

(5) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

ただし、必要がある場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第6節 文化財災害予防計画（県教育庁）

1. 文化財の災害予防対策

現在、全国的に文化財の災害で最も多いのは、火災によるものである。特に有形文化財にあつては、木質、紙質、布質等が多いので、火災により被害を受けることが多い。これは、明治30年文化財の指定制度が確立されてから今日までの間に、火災によって焼失した指定建築物が230余棟にも達していることでも明らかである。その他風水害や地震による被害も多い。

(1) 講習会の開催等

次により防災思想の普及を図る。なお、防災施設については補助制度の対象としている。

- ア 文化財講習会を開催し、関係者の文化財保護に対する認識を高める。
- イ 市町村教育委員会と地元警察、消防機関および所有者との連絡を密にし、防災について指導する。
- ウ 所有者に対し、保存の方法について指導する。

(2) 防火対策

文化庁文化財保護部で発行した「文化財防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し、次のとおり措置するよう指導する。

- ア 防火管理の体制を確立する。
管理団体である市町村において防火計画を樹立し、これに基づき防火訓練、防火講習会または研究会等を積極的に実施し、防火体制を確立する。
- イ 環境の整理整頓を図る。
防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の整理整頓を実施する。
- ウ 火気の使用を制限する。
火気の使用は、市町村火災予防条例により規制する。
- エ 火災危険の早期発見と改善等を図る。
火災の発生するおそれのある箇所を調査し、防火診断を受け、これに基づき改善する。
なお、建造物の防火施設としては、次の設備を整備するよう指導する。

(ア) 消火設備

- ① 消火器及び簡易消火用具
- ② 内消火栓設備
- ③ 屋外消火栓設備
- ④ 放水銃
- ⑤ スプリンクラー設備
- ⑥ ドレンチャー設備
- ⑦ 動力消防ポンプ設備

(イ) 警報設備

- ① 自動火災報知設備
- ② 漏電火災警報器
- ③ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ④ 非常警報器具又は非常警報設備

(ウ) その他の設備

- ① 避雷装置
- ② 消防用水
- ③ 消防進入道路
- ④ 防火塀、防火帯
- ⑤ 防火壁、防火戸

2. 出土品・記録類の保管のあり方

貴重な出土品・記録類が火災や盗難により消失する事故を防ぐために、県教育委員会所管の出土品・記録類については、火災・災害等に備え、その種類又は内容によって、保管・整理の方法を工夫し適切に実施する。

なお、同様の観点から、適切に保管・管理するよう、市町村教育委員会への指導に努める。

恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

2 一般建築物の安全性確保（福祉保健部医療政策課・高齢者福祉課、土木建築部建築住宅課、市町村）

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

- イ 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
- ロ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

イ 耐震性の確保

施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震診断や改修を促進するための助成等を実施する。

ロ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。

ハ 津波に対する安全性の確保

津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

○3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（教育庁文化課）

（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防（土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村）

（1）上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでにも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策

地震・津波対策編 第2部 災害予防
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、不動産関係団体と協定を締結し、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県及び市町村との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るために、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

ロ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

○ ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、市町村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被災者台帳に係るシステムの導入について検討する。

きるよう市町村、県教育委員会、被災者救援部避難所対策班、児童・生徒対策部児童・生徒対策班等との間で必要な協議を行う。

5 市町村が実施する文教対策

市町村が実施する災害時の教育対策は、市町村地域防災計画の定めるところにより実施するが、この節の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

○ 6 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市町村教育委員会 ⇄ 大分県教育委員会 ⇄ 文化庁

国指定文化財等

(3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市町村・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。

イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

○ 第2款 文化財保護対策

第1項 基本方針

文化財の地震被害からの保護を図るために、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるよう指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

第2項 対策

1 予防対策の実施

【県】

(1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。

(2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整頓を図るように奨励する。

(3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。

(4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図

って災害の防止に努める。

- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー(毎年1月26日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2 被害状況の把握と応急対策の実施

【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存ができるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第20節 農林水産関係対策

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。

このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

第1款 農産物応急対策

1 情報の収集

県は、市町村及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2 農産物対策

県は、市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稲

- ア 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- イ 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ウ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

- ア 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- イ 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- ウ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、(一社) プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や(公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておくものとする。
(国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」を参照)

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

3 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県は、大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下等から生ずる2次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備を図る。

○ 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

[実施責任：教育庁文化財課、市町村]

1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第2 学校用の調達及び授業料等の減免、育英資金

[実施責任：総務部学事法制課、保健福祉部社会福祉課、教育庁、市町村]

1 教材、学校用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市町村教育委員会又は県立学校長からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。
- (2) 文房具、通学用品等については市町村教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた市町村長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

(1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(2) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、学長が授業料の減免の措置を講じる。

(3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

○ 第3 文化財の保護

[実施責任：教育庁文化財課、市町村]

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

- (2) 県及び市町村は、災害により住家を失った人に対して迅速に住宅を提供できるよう、県営や市町村営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。
- (3) 県は、災害により住家を失った人に対し、(一社) プレハブ建築協会との協定などによる応急仮設住宅の提供や(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整えるものとする。
- (4) 市町村は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (5) 県及び市町村は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておくものとする。
(国・県の応急仮設住宅用等資材の状況については、第3部第3章第10節「住宅の供給確保」を参照)

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

市町村は、速やかに用地確保ができるように、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。

なお、候補地の選定にあたっては、津波浸水やがけ崩れ等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

○ 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

[実施責任：教育庁文化財課、市町村]

1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

委員会が一括して特約教科書供給所から調達する。

- (2) 文房具、通学用品等については市町村教育委員会又は県教育委員会において、それぞれ調達する。
- (3) 災害救助法が適用された場合における災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市町村長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

(1) 高等学校

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会、市立高等学校にあっては当該市教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団に特別の措置を講ずるよう要請する。

(2) 県立短期大学

県立短期大学学生の保護者又は当該学生が被害を受け、授業料の減免が必要であると認められる場合は、学長が授業料の減免の措置を講じる。

(3) 県内の私立高等学校

県内の私立高等学校の生徒の授業料負担者が被害を受け、授業料の軽減が必要であると認められる場合は、県は、学校法人が軽減した額について一部を補助し、育英資金の貸与については、各学校長は、鹿児島県育英財団に特別な措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

○ 第3 文化財の保護

[実施責任：教育庁文化財課、市町村]

1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

オ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

市町村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

カ 物価の安定等のための事前措置

県及び市町村は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(イ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

キ 文教対策に関する事前措置

県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ア) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(イ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ウ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

○(エ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

タ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

県及び市町村は、学校等において、災害発時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

ケ 広域一時滞在等の事前措置

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

(ア) 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

(イ) 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成

(ウ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

(エ) 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

(オ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

コ 家屋被害調査の迅速化

県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

市町村は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

サ 災害廃棄物処理計画の策定

県及び市町村は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

シ 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市町村及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

○ 6 文化財の保護（教育委員会、市町村）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

- (1) 市町村指定の文化財は、市町村教育委員会に報告する。
- (2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に發揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画（各担当部局、市町村）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 //
- ウ 道路 //
- エ 砂防 //
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 文化財災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 県及び市町村における措置（各担当部局、市町村）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、県又は市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

第12節 火薬類災害予防計画

(実施主体：那霸産業保安監督事務所、商工労働部、沖縄県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、(社)沖縄県火薬類保安協会等)

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市町村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

1 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- (1) 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
- (2) 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

2 火薬類消費者の保安啓蒙

- (1) 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓發を図る。
- (2) 県は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

3 路上における指導取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

4 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第13節 文化財災害予防計画

(実施主体：教育委員会、市町村)

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 各市町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓發する。
- (3) 県及び市町村は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 市町村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 県は、各市町村文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
- (6) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。